

「首都圏等での出会い創出イベント業務」提案競技に係る質問・回答一覧

No.	質問	回答
1	「首都圏等での出会い創出イベント」業務に係る提案競技実施要項の「1.提案競技に付する事項」の「(4)事業実施期間：契約年度から3か年」の部分について、1年のうちに3イベントを実施する形で間違いはないですか。	ご認識のとおりです。
2	「首都圏等での出会い創出イベント」業務委託提案競技仕様書の「5.業務内容」の「(1)企画立案」の部分について、1イベントあたり何個までイベント提案が可能ですか。	1イベントあたりの提案数は設けていません。
3	「首都圏等での出会い創出イベント」業務委託提案競技仕様書の「5.業務内容」の「(1)企画立案」の部分について、「東京都2回、その他地域1回」とありますが、その他の地域はどの地域をご想定されていますか。	その他地域について指定はありませんが、島根県出身者が多いなど、効果的な事業展開が期待できる地域を想定しています。
4	「首都圏等での出会い創出イベント」業務委託提案競技仕様書の「5.業務内容」の「(1)企画立案」の部分について、「対象者 島根県内在住の20代から40代独身男女」とありますが、島根県内在住の方のイベント参加の際の交通費負担や割引等行うことは問題ないですか。	島根県内在住の方のイベント参加の際の交通費負担や割引等行うことは想定していません。
5	「首都圏等での出会い創出イベント」業務委託提案競技仕様書の「5.業務内容」の「(1)企画立案」の部分について、当日中に男女1対1のマッチング（カップル成立）まで行う形式を想定されているか、あるいは連絡先交換を主とした交流機会の創出を目的とする形式か、マッチングの基準はありますか。	マッチングについては、イベント内で1対1のマッチング（カップル成立）を行う形式を想定しています。
6	「首都圏等での出会い創出イベント」業務委託提案競技仕様書の「5.業務内容」の「(1)企画立案」の部分について、参加費の上限や基準はありますか。また、徴収後の参加費については島根県に受託側から渡すことになりますか。	参加費の上限や基準はありませんが、参加しやすい金額であることが望ましいと考えます。また、徴収する参加費については、受託側の収入とし、イベント事業費に充当していただきます。
7	「首都圏等での出会い創出イベント」業務委託提案競技仕様書の「5.業務内容」の「(1)企画立案」の部分について、会場選定における条件（公共施設優先、屋内外の指定等）はありますか。	会場選定における条件は特にありませんが、参加しやすさや円滑にイベントが運営できる会場が好ましいと考えています。
8	「首都圏等での出会い創出イベント」業務に係る提案競技実施要項の「9.選定方法」の「(4)プレゼンテーション」の部分について、プレゼンテーションの参加人数に上限はありますか。	プレゼンテーションの参加人数の上限はありません。
9	本事業におけるKPI指標はありますか。	KPI指標は設けていません。